

B 雑草の防除法

雑草防除とは、目的とする作物を健全に育て、かつ安定的に高品質なものを生産し、また、景観を維持することを目的とした農業生産において非常に重要な管理作業である。除草は雑草を抜き取る、刈り取る、枯らす、あるいは新たに発生させないようにすることであり、手取り除草、機械除草、生物除草、化学除草、耕種的除草等の方法がある。

除草にあたっては、作物や目的に応じて適正かつ効率的な除草法を選択する必要がある。

(1) 手取り除草

素手や鎌、鍬などの簡単な道具を使って雑草を抜き取ったり、根こそぎ刈り取ったりする方法である。大変な重労働で、かつてはこの方法しかなかったが、現在では小規模な菜園や、他の除草法を補う目的で行われることがある。

(2) 機械除草

文字通り機械を使う除草作業のこと。水稻では、田植機を改良した多目的管理機や、畑地では、カルチベーター等の機械で、条間や株間の土を攪拌することにより、生えている雑草を抜いたり、切断したり、土中に埋め込んだりして除草する。また、水田の周辺や果樹園、空き地などの非農耕地では刈り払い機を用いて除草が行われている。

(3) 生物除草

雑草を好んで食べる生物等により除草すること。水稻では「アイガモ」、「コイ」等を利用した除草も一部行われている。

(4) 化学除草

除草剤を用いて雑草を枯殺、生育を抑制する方法で、現在では最も一般的に広く使われている。また、畦畔や樹園地では雑草の生育を抑制し、刈り取り作業を1～2回省略できる「刈り取り軽減剤」も開発されている。

(5) 耕種的除草

稲わらやビニール、紙マルチ、作付体系（ブロックローテーション等）や耕起・代かき等の耕種的な操作を利用した方法である。田畑輪換による発生密度の減少、生育の早い時期の耕起による種子や塊茎等栄養繁殖体の形成防止、冬期の耕起による栄養繁殖体の死滅（低温、乾燥）、浅水での代かきによる再生防止（土中への埋没）、深水管理や作型の変更で発生を抑制するなどの方法がある。